

《 12月 マーケット概況 》

資産クラス	指数	10 月	11 月	12 月	当月リターン	年初来リターン
国内株式	日経平均株価	16,413.76	17,459.85	17,450.77	-0.05%	7.12%
	マザーズ指数	883.85	959.85	909.67	-5.23%	-5.18%
外国株式	S&P500	2,018.05	2,067.56	2,058.90	-0.42%	11.39%
	MSCI Europe	1,640.22	1,681.09	1,608.15	-4.34%	-6.61%
新興国株式	上海総合指数	2,420.18	2,682.84	3,234.68	20.57%	52.87%
	ムンバイ SENSEX	27,865.83	28,693.99	27,499.42	-4.16%	29.89%
海外金利	米政策金利	0.25	0.25	0.25	-	-
	米国債 10 年	2.34	2.16	2.17	-	-
国内金利	政策金利	0.10	0.10	0.10	-	-
	10 年物国債	0.46	0.42	0.33	-	-
外国為替 (対円)	米ドル	112.32	118.63	119.78	0.97%	13.74%
	ユーロ	140.68	147.72	144.85	-1.94%	0.08%
コモディティー	ICE 原油(先物)	86.87	70.58	57.33	-18.77%	-48.01%
	COMEX 金(先物)	1,172.40	1,175.50	1,184.10	0.73%	-1.57%
不動産	東証 REIT 指数	1,716.55	1,826.72	1,897.92	3.90%	25.27%
ヘッジ・ファンド	HFRX 指数	1,223.59	1,227.62	1,212.81	-1.21%	-1.03%

データ出所: BLOOMBERG

◆◇ 株式・債券・為替 ◇◇

[12 月の金融市場動向]

12 月は米国の雇用統計が良かったことから、日経平均株価は一旦 1 万 8 千円に乘せる場面(8 日)がありました。しかし強い雇用統計から FOMC で金利の引き上げが行われるとの見方や、原油価格が 55 ドルを割込んだことが産油国経済に悪影響を及ぼすとの懸念から、一気に日経平均株価は下落し 1 万 7 千円を割り込みました。FOMC 後の記者会見で「今後 2, 3 回の政策会議で利上げは行わない」とイエレン議長が明言しました。その後、日経平均は再び上昇し 1 万 7,900 円台まで戻しましたが、その後は利食いの動きが先行し、前月末比 -0.05% の 1 万 7,450 円で月末を迎える激しい動きとなりました。

日本国債の金利は低下が続き、2 年金利は -0.022% とマイナスとなりました。10 年金利は 11 月末の 0.421% から 0.329% へと約 9bps 下げました。

[今後の見通し]

新年に入り日経平均株価は急落し、6 日の引値は 1 万 6,883 円と再び 1 万 7,000 円を割込む展開となっています。下落の要因は原油価格が 50 ドル割れとなったことや、ギリシャの EU 脱退の見通しなどが挙げられます。

今年の見通しで鍵を握るのはアベノミクスの進展と FRB の動向です。第一の鍵であるアベノミクスは三年目に入り、そろそろ本格的な規制緩和が望まれます。1 月 1 日の日経新聞朝刊に、2015 年の春に安倍首相が訪米するとの記事がありました。これは TPP の合意のための訪米と思われます。逆にこのタイミングで合意できない場合、来年、米国では大統領選挙があるため当分合意は難しいようです。ここで TPP に合意が出来れば、その他の規制緩和への期待も膨らみ、海外投資家が再び日本市場に資金を向けるでしょう。

FOMC は金利引き上げのタイミングが注目されていますが、それよりも FRB のバランスシートの縮小が実際にいつ行われるかということと、その金利や株価への影響に注目しておくべきでしょう。

相場の先行きは、日本の規制緩和が進み、米国経済も堅調が継続。日本ではデフレ脱却が明確になり、昨年不人気だった不動産や金融関連銘柄に再びスポットが当たるといったシナリオをメインシナリオとし、日経平均株価の予想レンジは 1 万 5 千(4 月)～2 万 3 千(12 月)とします。

◆◇ オルタナティブ(REIT) ◇◆

[2014 年を振り返って]

2014 年のグローバルリート市場は 9 月に大きな調整があったものの、ほぼ年間を通じて上昇しました。世界全体のリーートの代表的な指数である S&P グローバル・リート・インデックスは 20%を超える上昇率となりました。景気指標の改善が続く米市場がその上昇を先導しましたが、日欧や新興国も含め全世界でリート価格は上昇しました。

背景には世界的な金融緩和があり、主要国の国債利回りの低下や低金利の長期化見通しからリートに資金が流入しやすい環境が続きました。

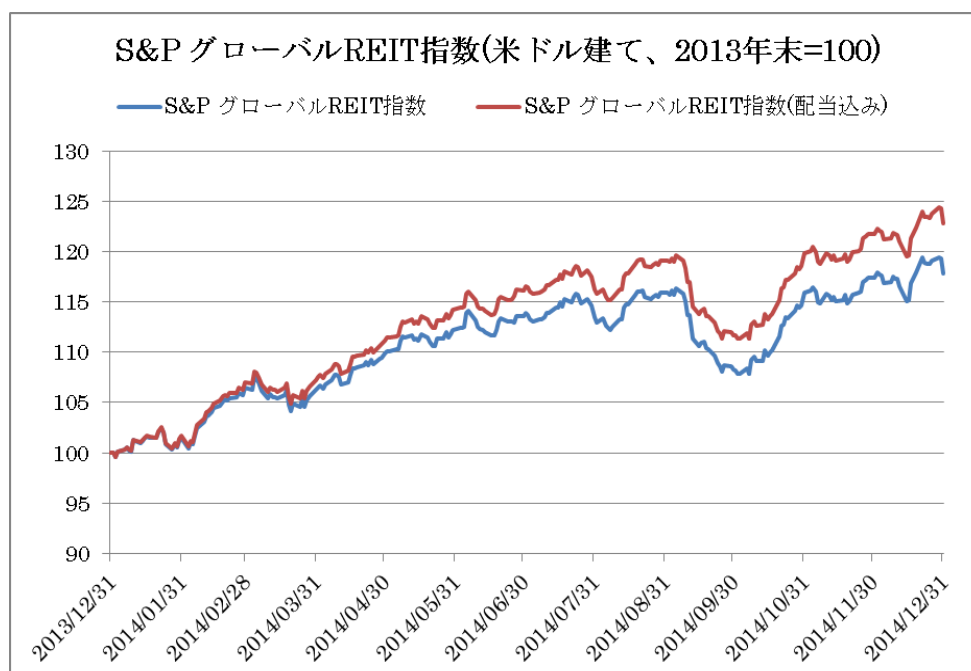
中でも新興国市場は、米 QE の終了や、原油をはじめとする資源価格安に見舞われ、通貨や株式市場は不安定な動きを見せましたが、リート市場はそれらの影響を大きく受けずに堅調に推移しました。

9 月には米国の量的金融緩和の終結観測から米 10 年国債利回りが一時上昇し、グローバルリート市場は大きな調整局面を迎えました。しかし、米 FRB が低金利政策を長期間維持する観測が強まったことや、世界経済の減速懸念から金利低下基調は継続し、グローバルリート市場も年末にかけ年初来の高値に達することとなりました。

[2015 年の展望]

米国では 2015 年後半の利上げ観測が出ていますが、低金利環境は維持される見通しです。また、日欧の更なる金融緩和期待もあり、世界的な低金利の継続が見込まれます。米国主導の景気回復は賃料の上昇に繋がり、低金利の継続はリーートの資金調達コストの抑制に繋がります。いずれもリートには好環境が続くと期待されます。

中でも昨年やや出遅れたアジア市場に注目したいと思います。シンガポールと香港市場での分配金利回りは、価格の上昇で利回り水準が低下した先進国リート市場に比べて魅力的な水準となっています。またアジア市場全体でも、生産年齢人口の増加などを背景に高い経済成長が見込まれています。高成長がもたらす不動産開発や取引の活発化はリーートの利益にも寄与すると思われ、更なる上昇を期待できると考えます。



相続税改正のポイントについて

2015 年(平成 27 年)から、相続税法の一部が改正されました。遺産にかかる基礎控除が大幅に引き下げられるなど、相続税は一部の富裕層だけの問題ではなくなりました。これまで「相続税には縁がない」と思っていた方も、申告・納税が必要になるかもしれません。では、1 月から何がどのように変わったのでしょうか。ポイントをまとめました。

◆相続税の主な改正項目

2015 年(平成 27 年)以降の相続から適用される相続税の主な改正項目として、次の 4 つが挙げられます。

- (1) 遺産に係る基礎控除の引き下げ
- (2) 相続税率の見直し
- (3) 税額控除
- (4) 小規模宅地等に係る特例

(1) 遺産に係る基礎控除の引き下げ

基礎控除とは、課税対象となる相続財産の合計額から控除する金額のことで、基礎控除の額を超えた金額に相続税が課税されます。この基礎控除が次の通り引き下げられました。

【改正前】
5,000 万円 +
(1,000 万円 × 法定相続人の数)



【改正後】平成 27 年 1 月 1 日から
3,000 万円 +
(600 万円 × 法定相続人の数)

例えば、遺産 5,000 万円を所有し、妻と 2 人の子供がいる A さんが亡くなった場合の遺産に係る基礎控除額を計算すると、

【改正前】5,000 万円 + (1,000 万円 × 3 人) = 8,000 万円

【改正後】3,000 万円 + (600 万円 × 3 人) = 4,800 万円

改正前なら A さんの遺産に相続税は課税されませんでしたが、改正後は遺産 5,000 万円から基礎控除 4,800 万円を差し引いた 200 万円が相続税の課税対象となってしまいました。

(2) 相続税率の見直し

相続税の計算に適用される税率の見直しも行われました。具体的には次の表の通りです。税率構造が 6 段階から 8 段階に細分化され、最高税率が 50% → 55% に引き上げられました。

各法定相続人の取得金額			【改正前】税率	【改正後】税率
～	1,000 万円以下		10%	10%
1,000 万円超	～ 3,000 万円以下		15%	15%
3,000 万円超	～ 5,000 万円以下		20%	20%
5,000 万円超	～ 1 億円以下		30%	30%
1 億円超	～ 2 億円以下		40%	40%
2 億円超	～ 3 億円以下			45%
3 億円超	～ 6 億円以下		50%	50%
6 億円超	～			55%

(3) 税額控除

今回の改正は、負担が増える改正ばかりではありません。基礎控除額の引き下げに伴う課税対象者の増加が予想されますが、その緩和措置として、未成年者控除と障害者控除の額が1年につき6万円→10万円に引き上げられました

【改正前】	【改正後】
(未成年者控除) 20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき 10万円
(障害者控除) 85歳までの1年につき6万円	85歳までの1年につき 10万円

(4) 小規模宅地等に係る特例

相続人の生活基盤を維持するため宅地等に関する特例も設けられました。被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族によって、居住の用または事業の用に供されていた宅地がある場合に、一定の要件を満たせば相続税の負担が軽減されます。改正のポイントは次の通りです。

・居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積の拡大

【改正前】	【改正後】
限度面積 240㎡ (減額割合 80%)	限度面積 330㎡ (減額割合 80%)

・居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積の拡大

【改正前】	【改正後】
特定居住用宅地等 240㎡ 特定事業用宅地等 400㎡	特定居住用宅地等 330㎡ 特定事業用宅地等 400㎡
合計 400㎡まで	合計 730㎡ まで

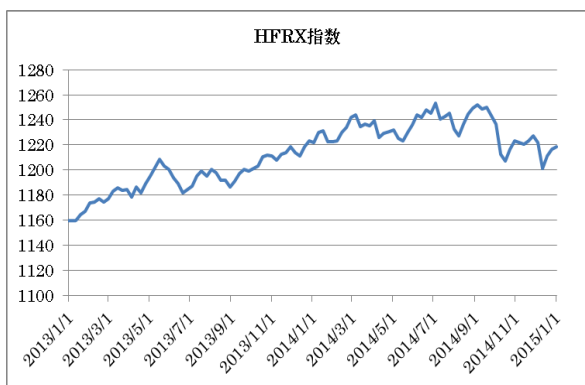
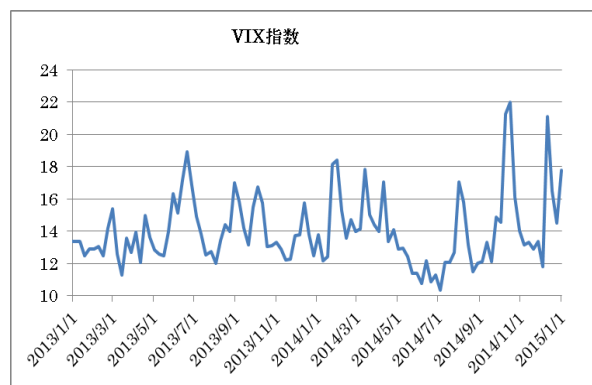
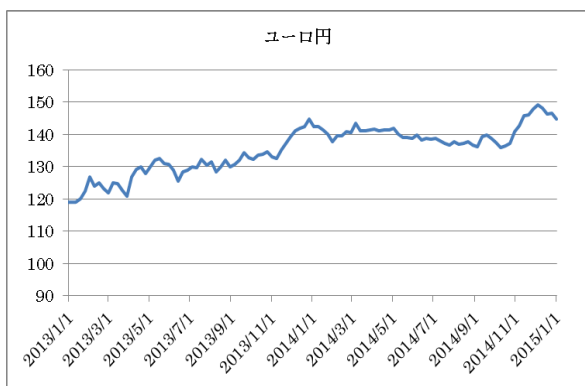
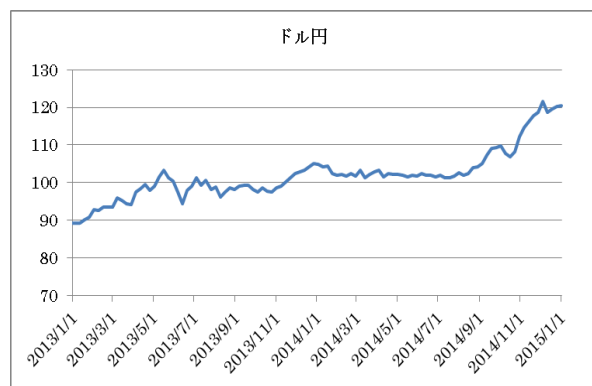
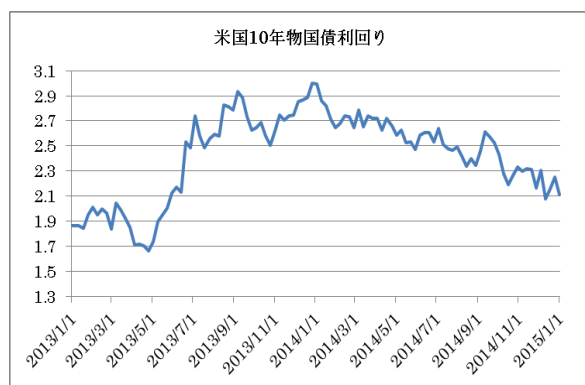
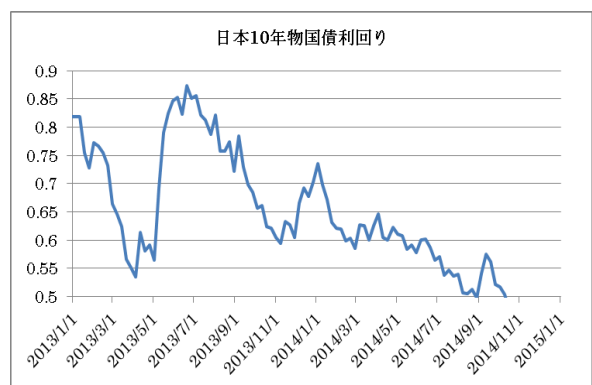
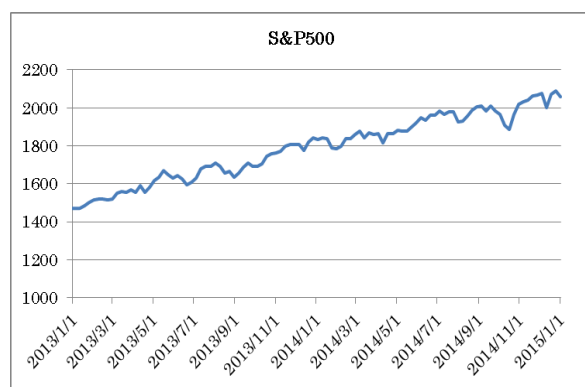
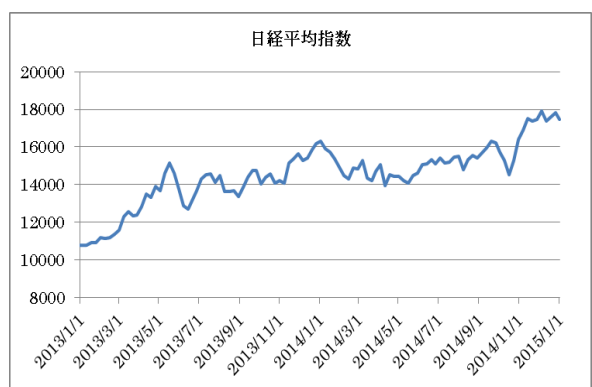
これは、限度面積までの土地評価額を80%減額できるというものです。今回の改正で居住用の宅地等の限度面積が240㎡→330㎡(約100坪)に拡大されました。例えば、被相続人が相続開始直前に居住していた家の敷地で住宅用宅地面積300㎡、評価額3,000万円の場合、3,000万円の80%にあたる2,400万円が減額されます。この結果、課税価格に算入する金額は600万円ということになります。

また、構造上区分された二世帯住宅の場合でも、敷地全体について特例が認められるようになったほか、被相続人が要介護認定または要介護支援を受けて老人ホームなどに入居していたため、相続開始直前に居住していなかった宅地なども一定の条件を満たす場合に認められるなど、適用要件の緩和も実施されました。

ただ、相続人が実家を離れて持ち家に住んでいるケースなどは、たとえ親子であっても特例の対象にはなりませんので注意が必要です。

未成年者控除・障害者控除の控除額引き上げや、小規模宅地等に係る特例などによって相続税の負担が軽減されるケースもありますが、やはり全体でみると相続税の納税者の割合は、改正前に比べて増加すると試算されています。この機会に、一度、ご自身の相続税を確認してみたいはいかがでしょうか。

◆◇ 指標・為替チャート ◇◆



《執筆者》

株式・債券・為替 … 小川 英幸

オルタナティブ(REIT) … 告野 守

そうだったのか！「知って納得、証券投資」Vol.65 … 上村 直毅
相続税改正のポイントについて

本資料は、情報提供のみを目的として作成したもので、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものではありません。また、一般的あるいは特定の投資助言を行うものでもありません。本資料は、信頼できると判断した情報源から入手した情報・データ等をもとに作成しておりますが、これらの情報・データ等また本資料の内容の正確性、適時性、完全性等を保証するものではありません。情報が不完全な場合または要約されている場合もあります。本資料に掲載されたデータ・統計等のうち作成者・出所が明記されていないものは、当社により作成されたものです。本資料に掲載された見解や予測は、本資料作成時のものであり予告なしに変更されます。過去の実績は将来の成果を予測あるいは保証するものではありません。

K 光世証券株式会社

金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 14 号 加入協会：日本証券業協会

本店 ／ 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 2-1-10 TEL:06-6209-0821

東京店 ／ 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 9-9 TEL:03-3667-7721

